

東庄町国民健康保険運営協議会会議録

会長は、東庄町国民健康保険運営協議会を令和6年7月17日に招集した。

1. 日 時 令和6年7月17日（水） 開会 午後7時01分
閉会 午後7時52分

2. 場 所 東庄町役場 会議室2

3. 議 題 （1）副会長の選出について

- （2）令和5年度東庄町国民健康保険特別会計決算書（案）について
- （3）令和5年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算書（案）について
- （4）東庄病院経営強化プランについて

4. 出 席 者 被保険者代表 4名

保険医代表 3名

公益代表 4名

事務局 東庄町副町長
東庄病院長
町民課：町民課長ほか2名
東庄病院：病院事務長ほか1名

5. 欠 席 者 1名

6. 開 会 町民課長が、委員数12名中出席者11名であるので、東庄町国民健康保険施行条例規則第8条の規定により、本会議は成立することを報告する。続いて町長が公務で出張しており、代理で副町長が出席することを報告。また、委員に2名異動があり、2名を公益代表の委員に委嘱した旨を報告。
次に病院事務長が令和6年4月1日付で東庄病院長に後任が就任した旨を報告。
町民課長が東庄町国民健康保険運営協議会の開会を告げる。

7. 会長あいさつ 会長

8. 副町長あいさつ 副町長

9. 議題について

町民課長	東庄町国民健康保険条例施行規則第6条の規定により、協議会の議長は会長とすることから、会長に議長をお願いする。
会長	議題（1）「副会長の選出について」を議題とする。事務局に説明を求める。
町民課長	選出方法については国保条例施行規則第4条第2項の規定により、「会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから、委員の互選により定める」とされており、今までの前例としては「町商工会選出の委員」に副会長をお願いしている経緯があると説明。
会長	公益を代表する委員の中から選出ということで、前例では町商工会選出の委員が務められていた。 町商工会会長である委員に副会長をお願いするということでいかがかと委員一同へ問う。
委員一同	「異議なし」
会長	それでは採決に移る。町商工会選出の委員を副会長とすることにご承認いただけの方の挙手を求める。 挙手多数として町商工会選出の委員が副会長として決定する。 (町商工会選出の委員、自席から副会長の席へ移動)
副会長あいさつ	町商工会選出の委員
会長	議題（2）「令和5年度東庄町国民健康保険特別会計決算書（案）について」を議題とする。事務局に説明を求める。
町民課長	議題の内容説明の前に、議題（2）と議題（3）については、本日の協議会の後、8月の町監査委員による決算審査を経て、9月町定例議会に上程する予定となっている。 その際、数値内容に変更はないが、表現方法に若干の修正が加わる可能性があることの理解を求める。

町民課長補佐	資料 1 を抜粋し、説明用に作成した資料 2 参考資料に基づき決算の説明をする。
会長	質疑に入る。質疑がないので次に移る。 議題（3）令和 5 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算書（案）についてを議題とする。事務局に説明を求める。
病院事務長	資料 3 を抜粋し、説明用に作成した資料 4 説明資料に基づき決算の説明をする。
会長	質疑に入る。
公益代表委員	資料 3 の P1 決算報告書と P3 損益計算書において数値に差があるのはなぜか。
病院事務長	消費税の税込み・税抜きによる差が生じるものと説明。
会長	他に質疑がないようなので次の議題に移る。 議題（4）東庄病院経営強化プランについてを議題とする。事務局に説明を求める。
病院事務長	資料 5 を説明。 続いて経営強化プランに基づく外部評価を協議会委員にお願いすることを説明する。
会長	質疑に入る。質疑がないので次に移る。 経営強化プランについての評価を講評し、委員に承諾を得る。 本日の議題が終了したことを報告し、協議会の進行を事務局へ返す。

10. そ の 他 町民課長補佐が資料 6 について報告

11. 閉 会 副会長が東庄町国民健康保険運営協議会の終了を告げる。

東庄町国民健康保険運営協議会

会 長 【 会 長 署 名 】

書 記 【 書 記 署 名 】